二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに荷口番号を記録したものを交付する方法

三　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中土地改良法施行規則第八条、第五十七条の二の二第一項、第八十一条、第九十一条第二項及び第百六条の改正規定、第六条から第八条まで並びに第十一条の規定、第十三条中入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則第十六条の改正規定並びに第十四条から第十六条までの規定は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第六十四号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（漁港漁場整備法施行規則の一部改正）

第一条　漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則	漁港漁場整備法施行規則
（漁港の区域の報告）	（漁港の区域の報告）
第一条　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第六条第七項の規定に基づき漁港の区域の指定又は変更の報告をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。	**第一条**　漁港漁場整備法（以下「法」という。）第六条第七項の規定に基づき漁港の区域の指定又は変更の報告をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
2　（略）	2　（略）
第二条～第五条　（略）	**第一条の二～第一条の五**　（略）
（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準）	（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準）
第六条　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。	**第一条の六**　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。
一　目的又は第四条第一項第一号に掲げる事項に係る変更	一　目的又は第一条の四第一項第一号に掲げる事項に係る変更
二　次に掲げる工事に関する事項の変更	二　次に掲げる工事に関する事項の変更
イ　（略）	イ　（略）
ロ　機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設（荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場に限る。）、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更	ロ　機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場に限る。）、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更
ハ・ニ　（略）	ハ・ニ　（略）
三　（略）	三　（略）
第七条～第十一条　（略）	**第一条の七～第四条**　（略）